

一般事業主行動計画の公表について

東大阪再開発株式会社は、次世代育成支援対策法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表します。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的に作られています。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

東大阪再開発株式会社 行動計画

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

<目標>

男性の子育て目的の休暇の取得促進。労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

・令和3年度～令和7年度

社内会議及び事業所連絡会議を通じ、従業員に育児休業に係る諸制度を通知する。また、男性の子育て目的の休暇の取得等、制度の利用状況を把握し、同会議で状況報告を行うことで制度の浸透を図っていく。